

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、指定行政機関の変更等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成22年8月9日

3. 修正の要旨

(1) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について

指定行政機関の指定の変更に伴う修正として、指定行政機関に「消費者庁」が追加されたことを受けて追加を実施した。

緊急時対応情報表示システムの常時伝送化に伴い、緊急時態勢を発令した場合の対応について変更を行った。

(2) 福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について

福島県警察本部による警察署再編により、富岡警察署・浪江警察署が統合され「双葉警察署」として再編されたことに伴う変更を行った。

以上